

### 第389回南国市議会定例会会議録

第6日 平成28年3月15日 火曜日

#### 出席議員

1番 神崎隆代君	2番 植田豊君
3番 浜田憲雄君	4番 山中良成君
5番 岩松永治君	6番 西川潔君
7番 土居恒夫君	8番 高木正平君
9番 有沢芳郎君	10番 中山研心君
11番 前田学浩君	12番 村田敦子君
13番 岡崎純男君	14番 小笠原治幸君
15番 野村新作君	16番 浜田和子君
17番 浜田勉君	18番 土居篤男君
19番 福田佐和子君	20番 西岡照夫君
21番 今西忠良君	

＊

#### 欠席議員

なし

＊

#### 出席要求による出席者

市長 橋詰壽人君	副市長 平山耕三君
副市長 吉川宏幸君	参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長 田渕博之君
財政課長 渡部靖君	参事兼企画課長 西山明彦君
情報政策課長 崎山雅子君	危機管理課長 中島章君
税務課長 川村英嗣君	市民課長 島本佳枝君
長寿支援課長 原康司君	保健福祉センター長 岩原富美君
環境課長 島崎哲君	農林水産課長 村田功君
商工観光課長 今久保康夫君	建設課長 松下和仁君
地籍調査課長 古田修章君	都市整備課長 若枝実君
上下水道局長 西川博由君	会計管理者兼参事兼会計課長 橋田裕子君

福祉事務所長	中村俊一君	教育長	大野吉彦君
教育次長兼 学校教育課長	竹内信人君	生涯学習課長	谷合成章君
幼保支援課長	田内理香君	監査委員 事務局長	細川千秋君
農業委員会 事務局長	土橋愛君	消防長	小松和英君

\*-----\*

### 議会事務局職員出席者

事務局長	秋田節夫君	次長	公文知子君
書記	岡崎辰彦君		

\*-----\*

### 議事日程

平成28年3月15日 火曜日 午前10時開議

- 第1 議案第1号 平成27年度南国市一般会計補正予算
- 第2 議案第2号 平成27年度南国市下水道事業特別会計補正予算
- 第3 議案第3号 平成27年度南国市土地取得事業特別会計補正予算
- 第4 議案第4号 平成27年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算
- 第5 議案第5号 平成27年度南国市国民健康保険特別会計補正予算
- 第6 議案第6号 平成27年度南国市介護保険特別会計補正予算
- 第7 議案第7号 平成27年度南国市企業団地造成事業特別会計補正予算
- 第8 議案第8号 平成27年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算
- 第9 議案第9号 平成27年度南国市水道事業会計補正予算
- 第10 議案第10号 平成28年度南国市一般会計予算
- 第11 議案第11号 平成28年度南国市下水道事業特別会計予算
- 第12 議案第12号 平成28年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第13 議案第13号 平成28年度南国市土地取得事業特別会計予算
- 第14 議案第14号 平成28年度南国市農業集落排水事業特別会計予算
- 第15 議案第15号 平成28年度南国市国民健康保険特別会計予算
- 第16 議案第16号 平成28年度南国市介護保険特別会計予算
- 第17 議案第17号 平成28年度南国市企業団地造成事業特別会計予算
- 第18 議案第18号 平成28年度南国市後期高齢者医療保険特別会計予算
- 第19 議案第19号 平成28年度南国市水道事業会計予算

- 第20 議案第20号 南国市税条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第21号 南国市税外収入の督促手数料及び延滞金条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第22号 南国市農林事業分担金徴収条例の一部を改正する条例
- 第23 議案第23号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 第24 議案第24号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第25 議案第25号 南国市行政不服審査会条例
- 第26 議案第26号 南国市行政手続条例の一部を改正する条例
- 第27 議案第27号 南国市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 第28 議案第28号 南国市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例
- 第29 議案第29号 南国市企業立地促進条例の一部を改正する条例
- 第30 議案第30号 南国市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第31 議案第31号 南国市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第32 議案第32号 南国市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第33 議案第33号 南国市一般職に属する技能職員等の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第34 議案第34号 南国市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第35 議案第35号 南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例
- 第36 議案第36号 南国市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第37 議案第37号 南国市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第38 議案第38号 南国市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第39 議案第39号 南国市職員の退職管理に関する条例
- 第40 議案第40号 南国市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 第41 議案第41号 南国市幼児教育審議会条例及び南国市子ども・子育て会議条例の一部を改

正する条例

- 第42 議案第42号 第4次南国市総合計画基本構想の策定について
- 第43 議案第43号 市道の認定について
- 第44 議案第44号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について
- 第45 議案第45号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更に伴う財産処分について
- 第46 議案第46号 南国市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 第47 議案第47号 南国市固定資産評価員の選任の同意について
- 第48 議案第48号 南国市議会政務活動費の交付に関する条例
- 第49 報告第1号 損害賠償の専決処分の報告について

—————\*—————

#### 本日の会議に付した事件

日程第1より日程第49まで

—————\*—————

午前9時58分 開議

○議長（西岡照夫君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

—————\*—————

#### 議案第1号から議案第48号まで、報告第1号

○議長（西岡照夫君） この際、議案第1号から議案第48号まで及び報告第1号、以上49件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

議案第1号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第1号の質疑を終結いたします。

議案第2号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第2号の質疑を終結いたします。

議案第3号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第3号の質疑を終結いたします。

議案第4号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第4号の質疑を終結いたします。

議案第5号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第5号の質疑を終結いたします。

議案第6号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第6号の質疑を終結いたします。

議案第7号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第7号の質疑を終結いたします。

議案第8号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第8号の質疑を終結いたします。

議案第9号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第9号の質疑を終結いたします。

議案第10号の質疑を許します。質疑の通告がありますので、発言を許します。18番土居篤男君。

〔18番 土居篤男君登壇〕

○18番（土居篤男君） 一般会計予算中、第6款の農林水産業費の中で、2目の林業振興費の中で木材加工流通施設等整備事業費補助金として2億5,558万9,000円。説明によりますと、2,197万9,000円が一般財源で手当てをされております。国県支出金として、県なんですけど2億3,647万円。これを南国市に設置をすると。説明書によりますと、正和木材株式会社の木材処理加工施設整備の集成材製造設備の主には補助金です。それにプラスして、これは別の事業なんですけど、香美森林組合への補助金、別の事業で含まれて、先ほど言いました数字は含まれた数字なんですけど、この集成材加工施設に、新施設に補助金を出すということなんですけど。そ

れが南国市に立地をするということで南国市が補助を出すということなのですが、南国市の木材がどの程度使われるのか。森林の出荷とか調べておりませんが、多分香美森林組合のほうが大分南国市からいうと多いということが推察をされます。どの程度南国市の森林の振興になるのか。

それに加えて、事前に聞かれた中で聞いておりませんが、新たに立地するのであれば、新しい雇用も生まれますので、できるだけ南国市からの雇用に結びつけるような方策を考えるべきではないのか、以上質疑といたします。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。農林水産課長。

〔農林水産課長 村田 功君登壇〕

○農林水産課長（村田 功君） おはようございます。

土居篤男議員の28年度当初予算、林業振興育成補助金等事業費、木材加工流通施設等整備事業費補助金についての御質問についてお答えいたします。

当事業は、正和木材株式会社が整備する大断面集成材の加工施設の整備に対しての補助金で、総事業費4億2,049万8,000円から消費税を控除した金額が補助対象でございます。うち国費10分の5、県費10分の1、市費10分の0.5の補助率で本市が国費、県費を受け入れ、2億5,300万円余の補助金を交付いたします。

現在、大断面構造用集成材の工場は四国内になく、県内需要があっても地域材が一度岡山や鹿児島などに輸送され加工されている状況でございます。

この大断面の集成材製造設備整備により、高知県産・南国市産木材の消費拡大策として、高付加価値化、多様化、そして建築物のニーズに対応することは、木材の地産地消・外消の販売戦略上、非常に重要であり、県産・市産木材の需要の拡大につながり、本市の伐期を迎えた民有林の材が有効活用されることに大きく期待しております。また、国も公共建築物の木質化を進めており、県外からの発注も期待でき、県産材を加工し地産外消に結びつけることもできると考えておりますし、当事業により本市に機械が導入され、県内森林資源の受け入れ先となることで輸送コストが大幅に軽減され、雇用面でも新規雇用が生まれます。

議員御質問の南国市産材がこの工場ですべて使用されるかにつきましては、原則搬出材は原木市場に出荷され、入札により購入されるため、南国市産材を特定しての確認は困難で、明確なお答えはできませんが、当工場の協定により、調達する原木は県内の原木市場や高知県森林組合連合会からのもので、ほぼ県内の木材でございます。

また、本年度から香美森林組合と山林協会が農林中金の補助金を活用して黒滝地区で大規模

な作業道の拡幅等の整備工事を行っております。この作業道の整備は、搬出材の切り出しに大きな効果があり、新施設での使用材としても大きな期待をしております。

最後に、当施設稼働による新たな雇用は七、八名を見込んでおります。議員言われるように、できるだけ南国市からの雇用をお願いしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） ほかに質疑はありませんか。19番福田佐和子さん。

〔19番 福田佐和子君登壇〕

○19番（福田佐和子君） 10号についてお尋ねをいたします。

まず1点目は、64ページ民生費、障害者福祉費についてお伺いをいたします。

来月1日から障害者差別解消法がスタートをいたしますが、この取り組みの予算がこの当初予算には計上されているのかということと、これに基づいて差別禁止条例が全国的に県あるいは市レベルで制定をされておりますけれども、特に大事な項目としては、女性の障害者についてきちんと明記をされた差別防止あるいは解消法、禁止、さまざまな形での条例が制定をされておりますが、南国市での今後の検討状況をお聞きをいたします。

次に、71ページの民生費、子育て世代包括支援センター事業費についてお伺いをいたします。

市政報告でも、妊娠期からの継続した切れ目のないきめ細かな育児支援が行えるよう母子保健体制の充実に努めてまいりますというふうに報告をされておりますが、命をまさに命がけで産み出す母親が、自分の子供を虐待し、死亡させ、逮捕されるという事件が後を絶っておりません。育児不安からではなく、遊びたい、うるさいからとたたいたり、投げつける、あるいは浴槽に入れて出かける、寒い時期に長時間ベランダに放置する、ウサギのケージに閉じ込める、御飯やミルクを長期にわたり与えないなど、目を覆いたくなるような現状があります。虐待と認定をされているのは氷山の一角であり、まだまだ多くの小さな命が同じような状況で脅かされていることを考えますと、胸が潰れる思いがいたします。

その点からも、今回県とともに、こうした子供たちをなくすためにと目配りをするセンターが設置をされることは、大変喜ばしいことでもあります。それも子供にとって、こうした大変な危険な状況が一番安全で保護されるべき家庭の中で起きていることに、怒りとともになぜの思いが消えません。無条件に子供はかわいいし、特に痛みを伴う出生を経た母親の子供への愛情は特別なものだと思っておりますけれども、大半のお母さんは大変な苦勞の中で育てている中で、こうしたことも起きているのが実情です。同じような施策、同じようなやり方では子供を守ることができないかもしれません。なぜ命にかかわる虐待をするのか、深く掘り

下げたきめ細かい対応が必要ではないかと思えます。

南国市は、虐待死事件の痛苦の教訓から、こども相談係を設置して目配りをしてまいりました。今回提案をされましたように、出生から子育て、成長するまで継続をした支援を実現するのは、虐待のほかにも保育、小中学校での全ての分野で子供の人権を守る視点を貫くことが大事だと思います。ぜひそのことも取り入れていただきたいと思えます。

今保育や学校からは、子供の貧困がさまざまな形であらわれていると聞いております。県の調査でも、8人に1人が厳しい環境に置かれていることが明らかになり、対策を講じると報道されておりますが、知事は既に昨年8月には厳しい環境にある子供たちへの対策を強化することが非常に大事と明らかにされております。

支援センターは、保健センターですけれども、新しい課の設置もあります。南国市が具体的に今後子供を産み健全に育てるために、どのような人員配置でこの予算を使い、どのように子育て支援をしていくのかお尋ねをいたします。

さきの国会での安倍首相は本会議で、保育所に預けられないところを、あろうことか保健所に預けられないと読み間違い、本音を露呈し、子供のことを本気で考えていないことを全国に発信してしまいました。こんなレベルで子育て支援、待機児童の解消、女性が活躍できる社会をと言っても、幾ら言っても信用されないのが国政ではありますけれども、県と市は違うところをぜひ見せていただきたいと思ひ、この予算についてお尋ねをいたします。

以上です。

**○議長（西岡照夫君）** 答弁を求めます。福祉事務所長。

〔福祉事務所長 中村俊一君登壇〕

**○福祉事務所長（中村俊一君）** 障害者差別解消法に向けて何らかの予算措置とのお尋ねでございましたが、この解消法の施行につきましては、広報への周知とかいうことで考えておまして、特段この予算の中に需用費とかいうものがあるものではございません。大々的にフォーラムを行いますとか、小冊子、リーフレットのようなものを印刷して配布するとかいうのは、他市の例を参考にしながら検討してまいりたいと思ひます。

条例につきましては、国が示しました基本方針では、地方公共団体には対応要領、服務規律のようなものですが、これを努力義務として策定が強く望まれるという表現をしておりますので、こちらにつきましては、総務課と協議の上、対応してまいります。

条例につきましては、この基本方針の中では、この解消法に限ったものでなく、総合的、包括的なものでもよいし、新たに差別解消法に基づく条例をつくってもよいということで、特段

縛りというか、そういう規制のようなものはございません。こちらも今県内の市でお聞き合わせしても、なかなかちょっと事例としてはないようですが、県のほうは何がしか策定の動きもあるようですので、それらの例を参考にしながら進めてまいりたいと考えております。

あと虐待のお話もございました。福祉事務所のほうでは、こども相談係に非常勤でございませが児童虐待コーディネーターを新たに1名配置することといたしております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 保健福祉センター所長。

〔保健福祉センター所長 岩原富美君登壇〕

○保健福祉センター所長（岩原富美君） 福田議員さんの子育て世代包括支援センター事業の予算について御説明いたします。

このセンターは、母子保健、妊娠期、これは妊娠前からでございますが、妊娠前から妊娠、子育て、そして成長するに至って全ての子供を包括的に支援していこうというセンターになっております。予算といたしましては400万円、これが子育て世代包括支援センター開設の準備改修費ということで、相談室を整備したいと考えております。

そして、子育て世代包括支援センター事業費負担金、これにつきましては、県からの保健師の派遣を受けまして人件費ということで専任のコーディネーターさんになっていただくと考えております。そこで本市の保健師と一緒に母子保健を中心に子育て世代の支援を行っていこうと考えております。これにつきましては、国、県それぞれの交付金3分の1ずつの補助金がございます。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 19番福田佐和子さん。

○19番（福田佐和子君） 障害者の答弁いただきましたが、条例は今後の課題になりますけれども、その中にぜひ女性の障害者、これを位置づけた市がありますので。例えば女性だと二重三重にさまざまな障害を受けるということになりますので、ぜひこのことも必ず入れていただきたいということと、それと障害を持つ方の声も実際入れながら中身にしていただきたいということを求めておきたいと思っております。お願いします。

それと、子育て世代の包括支援センター、これですけれども、妊娠期からということですが、例えば南国市で妊娠期から何歳まで目配りをする、子育て支援事業をするという方向を持っておられるのでしょうか、そのことをお聞きをします。

○議長（西岡照夫君） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（岩原富美君） 何歳までかということでございますが、何歳までという規定はございませんので、子供さんが一応自立するまでというふうに考えております。

以上です。

○議長（西岡照夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第10号の質疑を終結いたします。

議案第11号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第11号の質疑を終結いたします。

議案第12号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第12号の質疑を終結いたします。

議案第13号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第13号の質疑を終結いたします。

議案第14号の質疑を許します。質疑の通告がありますので、発言を許します。12番村田敦子さん。

〔12番 村田敦子君登壇〕

○12番（村田敦子君） 議案第14号平成28年度南国市農業集落排水事業特別会計予算についてお伺いをいたします。

現在、浜改田、久礼田、国府のこの3施設での対象戸数と加入戸数、それによる加入率をお聞きをしたいと思います。

そして、加入率が100%になれば繰り入れをせずに運営できるのか、また加入するための初期費用の個人負担はどのくらいかかるのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。上下水道局長。

〔上下水道局長 西川博由君登壇〕

○上下水道局長（西川博由君） おはようございます。

村田議員さんの質問にお答えします。

農業集落排水事業の加入戸数についてですが、浜改田処理区では297軒、久礼田処理区では315軒、国府処理区では287軒になります。加入率につきましては、人口ベースと世帯ベースで

差がございます。26年度末のデータで、人口ベースでは浜改田処理区が60%、久礼田処理区が70.4%、国府処理区は68.4%であり、全体では66%です。また、世帯ベースでは浜改田処理区が50.3%、久礼田処理区が60.9%、国府処理区で53.7%であり、全体としては55%となります。

平成26年度決算で農業集落排水施設の使用料約3,000万円であります。使用料は、各家庭の世帯人数により一定ではありませんが、世帯ベースで案分しますと、全戸加入したとして約5,500万円になります。農業集落排水事業の歳出は年間約1億5,000万円であり、約1億円程度の繰り入れが必要となります。

農業集落排水事業は、農村地域では農業用水が生活排水の受け入れ先となっており、水質の悪化による農業被害の解消を図り、食の安全・安心の確保、農業生産の安定のための事業であるため必要な事業であり、公共下水道との使用料金の公平性を保つためにも、一定の繰り入れが必要なものと思われまます。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 12番村田敦子さん。

○12番（村田敦子君） お答えをいただきまして、100%加入をされたとしても1億円の繰り入れが必要ですが、農業地区では農業用水が生活用水となっていくので、水質を保つのに必要な事業ということです。それを聞けば必要な事業とは思いますが、加入するための初期費用の個人負担はどのくらいかかるのかについて聞いておりませんが、これを少しでも加入を進めていく上で、やはり個人負担が軽減をされるような措置がとられていれば、加入率を上げて少しでも繰り入れの金額を少なくしていけるのではないかと思います。そのことについてお尋ねをします。

○議長（西岡照夫君） 上下水道局長。

○上下水道局長（西川博由君） お答えします。

加入料につきましては、1軒当たり10万円で、あと家庭内の改装等で50万円から100万円というお金が要ります。工事費の金利について措置する対応策はございますが、それ以外はもうお願いするしかないという状態でございます。

○議長（西岡照夫君） 12番村田敦子さん。

○12番（村田敦子君） 先ほどもお伺いをしたんですが、やはりこの地区の生活用水、水質を保つのに必要な事業であるので、どうしても1億円ぐらいの繰り入れが必要ということですが、少しでもその繰り入れ額が減らせるように、現在では全戸加入すれば5,500万円という計算ですが、3,000万円、少しでも、1,000万円、2,000万円、加入率現在55%の世帯ということですが、

ので、まだ45%の方が加入をされていないということです。それに対するやはり各家庭にお願いをしていく。金利についての対応をされているんですか、何か金利についての対応とおっしゃっていましたが、それだけではなくて、やはり加入率を上げるための何らかの市の対応がとれないでしょうか、お聞きをします。

○議長（西岡照夫君） 上下水道局長。

○上下水道局長（西川博由君） 毎年未加入の方には係のほうで訪問させていただいて、おいでの方についてはお願いをして、いらっしゃらない方にも加入の案内のビラを配るようしております。ただ、現在のところ高齢化と人口減ということで、なかなかお年寄りの方だけの家庭というのはなかなか改造費等で苦しいということで、すぐに入っただけないという事情になっております。

○議長（西岡照夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第14号の質疑を終結いたします。

議案第15号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第15号の質疑を終結いたします。

議案第16号の質疑を許します。質疑の通告がありますので、発言を許します。19番福田佐和子さん。

〔19番 福田佐和子君登壇〕

○19番（福田佐和子君） 議案第16号についてお尋ねをいたします。

現役の世代も高齢者も大変な介護不安を抱えている現状ですけれども、この来年1年間の予算の中身についてお尋ねをしたいと思います。

1点目は、平成21年度から26年度までの6年間の間に、高齢者は1,484人ふえて認定者数がマイナス49人になっているわけですけれども、この減少した理由。例えばさまざまな要介護状態にならないための事業なども行われていると思うんですが、そのための減なのか、そこを1点お聞きをしておきたいと思います。

2点目は、10年後の推計の根拠ですけれども、これは平成27年度は2,318人が認定をされております。それが10年後、平成37年度には2,574人と、10年で156人の方が介護認定者としてふえる数字として上がっております。この推計は、例えばどういう理由でこういうことになっているのかお聞きをしたいと思います。

前年度比でそれぞれ計算をしてみますと、例えば1年に各要支援、要介護度の皆さんがそれぞれ2人から4人の方がふえると1年間に、ふえるような数字になっておりますけども、これはこういう数字があり得るのかどうか、まずお聞きをいたします。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。長寿支援課長。

〔長寿支援課長 原 康司君登壇〕

○長寿支援課長（原 康司君） おはようございます。

福田議員さんからの要介護・支援認定者数についての御質問にお答えいたします。

平成21年度に2,324人でありました南国市の認定者数は、平成26年10月時点では2,275人で、49人の減になっています。内訳を見ますと、要支援の方が117人減となっておりますが、要介護1の方は137人の増になっています。新規の申請が毎年600件程度であることも考慮をいたしますと、重度化している方もおられる一方で、24年度から認定者数が微減しているところから見ますと、介護予防事業及び平成24年度から本格的に取り組んでおります地域ケア会議の効果があるのではないかと見ておるところでございます。

なお、最新の認定者数は、1月末現在で2,303人になっています。

第6期介護保険事業計画の推計では、平成37年には南国市の認定者数は2,574人としております。最新の2,303人からは270人程度の増と見ているところでございます。これにつきましては、過去の南国市の認定者数の状況とこれからの高齢者の増加を考慮して算出しているところでございます。南国市の65歳以上の高齢者数は、平成32年ごろに最も多くなり、それからはずつつ減少していきます。しかしながら、後期高齢者はその後も増加してまいりますので、平成32年以降も認定者数は増加していくと推計しております。これからも介護予防自立支援などの取り組みをさらに継続していくことにより、高齢者の皆様ができるだけ地域で自立した生活が送れるよう支援していくことが重要であると思っております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 19番福田佐和子さん。

○19番（福田佐和子君） 数字については説明をいただきましたが、後で後期高齢者の保険料も上がるということでお尋ねをしたいと思っております。介護についてはこれから大変な改悪が待っております。さきの一般質問で土居議員が挙げましたけれども、これから高額介護サービス費の負担の上限の引き上げ、軽度者に対する生活援助を原則自己負担にする。軽度者の福祉用具、住宅改修を原則自己負担にする。要介護1、2の通所介護を地域支援事業に回す。65歳から74歳の利用料負担を原則2割にする。75歳以上の利用料負担を原則これも2割に

する。これはできる限り早い時期に具体的にまとめて実現をしたいというのが国の今の目指しているところです。非常に市民の中からも認定が辛い、辛くなったという声があるわけですが、当初は安い保険料を掛けていたら必要なサービスが受けられるというふうに言われていたわけですが、残念ながら今出てきているのが、さまざまな市で、南国市ではありませんけれども、市で例えば介護を卒業する卒業式が行われたりということで、例えばそれまで必要になっていた介護も受けられなくなるようなことも出てきております。

これは香美市の共産党議員団が調べた香美市内の事業所のアンケート調査ですが、収入が減ったというのが16事業所、5%以上が減ったというのは9つの事業所がありました。また、事業収入がふえたというのは7つの事業所、変わらないが2つの事業所、で収入増というのは、利用者数とサービス増によることよっての収入増ですけれども、職員増のために収益は悪化の記述があったそうです。また、収入減の中身も具体的に書かれていたということです。

今南国市民の皆さんが、現役もそれから高齢者の方も含めて不安を感じておられるのは、自分の老後とそして特に介護が本当に受けられるのかということです。国の論戦聞いておりましたが、いつの間にか公助という言葉が消えました。社会保障からも介護保険からも公助という言葉が消えています。自助、共助までで、防災に至りますと近助になるわけですが、いつの間にか社会的に介護を支えるという立場を取り払って、例えば自分のことは自分で負担をしてということになりつつあるんですけれども。南国市の介護は今までもきめ細かな対応をしてきていただいていると思いますので、来年度もぜひこうした国の動向あるいは現実に介護を受けておられる皆さんの声なども聞きながら取り組みをしていただきたいと思います。その点について、そういう立場に立ってくださるのかどうか聞いて終わります。

○議長（西岡照夫君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（原 康司君） 介護保険の担当といたしましては、29年度に第7期の事業計画を作成することになっております。その中で、65歳以上の方全員にアンケート等を実施するのかどうかということはまだこれから考えるところではございますが、第7期の事業計画を策定する中で利用者の方、高齢者の方の声を聞くような取り組みはしていきたいと思っております。

また、事業者のことについても福田議員さんからお話ございましたが、我々いたしましたとしても、昨年通所介護及び訪問介護の事業所、市内にある事業所を全て訪問いたしましてお声を聞いてきたところでございます。これから事業所での働く方がだんだん不足しているという状況の中で、高齢者もふえてくる。その中でやはり事業所の方が活躍していただくということは

非常に重要であると思っておりますので、これからも事業所の声も一緒に聞いていきたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（西岡照夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第16号の質疑を終結いたします。

議案第17号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第17号の質疑を終結いたします。

議案第18号の質疑を許します。質疑はありませんか。19番福田佐和子さん。

〔19番 福田佐和子君登壇〕

○19番（福田佐和子君） 18号についてお尋ねをいたします。

つい先ほど通告をしてもうて済みませんが、お聞きをいたします。

先日の2月になりますけれども、新聞に後期高齢者医療費の保険料が上がるということが報道されました。1人当たりの平均年額で現行より2,200円上がる。そして、5万9,187円になると、この見通しが明らかにされておりますが。増額の幅は08年度の制度開始以来、見込み額としては2番目に大きい。対象となる被保険者は12万人余りに達し、高齢者の暮らしに影響を与えそうだというふうに報道されておりますけれども、南国市の高齢者の皆さんがどれくらい影響を受けるのかお聞きをいたします。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。長寿支援課長。

〔長寿支援課長 原 康司君登壇〕

○長寿支援課長（原 康司君） 福田議員さんから後期高齢者医療保険についての御質問をいただきました。

数的に南国市の高齢者がどのぐらいの影響が出るのかということにつきましては、まことに申しわけございませんが、私どものほうではまだ調査をしていないところでございますので、御勘弁いただきたいと思います。

○議長（西岡照夫君） 19番福田佐和子さん。

○19番（福田佐和子君） 人数については結構ですが、この予算というのは、保険料額出ますから、南国市民の高齢者が値上げをされるという事実には変わらないですか。そのことだけ確認してお返事いただきたいと思います。

○議長（西岡照夫君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（原 康司君） おっしゃるとおり、次年度の後期高齢者医療保険料につきましては上昇するという事になってまいります。

○議長（西岡照夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第18号の質疑を終結いたします。

議案第19号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第19号の質疑を終結いたします。

議案第20号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第20号の質疑を終結いたします。

議案第21号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第21号の質疑を終結いたします。

議案第22号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第22号の質疑を終結いたします。

議案第23号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第23号の質疑を終結いたします。

議案第24号の質疑を許します。質疑の通告がありますので、発言を許します。17番浜田勉君。

〔17番 浜田 勉君登壇〕

○17番（浜田 勉君） 私は、議案第24号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての質疑を行います。

提案理由のほうでは、法の改正に伴い、法と条例の整合性のために行うと述べていますが、私はこれを読んだときに、どういうこと、というのが実感でした。行政不服審査法が改正されなければならない特別の事情あるいは時代の要請がそういうことを求めているのか、あるいは行政の不備があって改正されたのか、というようなことを考えながら、へえどんなことなんだろうというのが実感でした。

また、この改正に伴って職員の退職に不利が生じるというようなことは、あったとしたら許されないと。ただ、この中で不服審査請求が30日以内から3カ月以内というふうに変ったくらいのことか。つまり、職員にとってみれば不服、そういうふうな審査の幅が広がったということだけなのかというようなことを思って、ではどうということ、ということをお尋ねしたいと思います。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。総務課長。

〔参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長 田淵博之君登壇〕

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（田淵博之君） 浜田勉議員さんの御質問にお答えいたします。

今回の行政不服審査法、大きく変わったのは、まず内容としましては、処分に関して国民が行政庁に不服を申し立てる制度、これは不服申し立てですが、これを関連法制度の整備拡充を踏まえて、公平性の向上、使いやすさの向上、国民救済手段の充実拡大の観点から、制定後50年ぶりに抜本的な見直しを行ったものです。

先ほどの3点の内容としまして、まず審理員による審理手続、第三者機関への諮問手続を導入したことです。処分に関与しない職員が両者の不服申し立てそれから行政庁、処分を行ったところと両者の主張を公平に審理をすること。それから、有識者から成る第三者機関を設置をして、その判断をチェックをするという内容です。これについては、次の議案第25号で設置の議案が出ております、行政不服審査会条例というのが出ておりますが、それで設置をして審査を行うと。それと、不服申し立てという手続を審査請求という言葉に一元化をしました。今までは異議申し立てという手続をやっておりましたが、これを廃止をして審査請求という内容になっております。それから、先ほど議員さんも言われたとおり、審査請求をすることのできる期間が3カ月に延長したということになっております。

そういう内容を踏まえて、それぞれ関係する部分の条例6本をあわせて行政不服審査法の条項の移動とか、後のほうでは異議申し立てという部分を審査請求というふうに文言の読みかえをしているものが主な内容となっております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第24号の質疑を終結いたします。

議案第25号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第25号の質疑を終結いたします。

議案第26号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第26号の質疑を終結いたします。

議案第27号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第27号の質疑を終結いたします。

議案第28号の質疑を許します。質疑はありませんか。19番福田佐和子さん。

〔19番 福田佐和子君登壇〕

○19番（福田佐和子君） 28号について1点お尋ねをしておきます。

今回はこれを消費生活センターそれぞれ活動されてこられたのを条例化するという中身でありますけれども、この相談に、例えばブラック企業で働いておられる方の労働条件などを悩んで相談に来られる方がおいでになるのか。今回私は質問の中で、雇用の相談の受け付けができる市の何らかの対応をと思っておりましたけれども、この消費生活センターの中に例えば労働条件の相談に乗れる、その余裕があるのかお聞きをしたいと思います。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。商工観光課長。

〔商工観光課長 今久保康夫君登壇〕

○商工観光課長（今久保康夫君） 福田議員さんからの消費生活センターの御質問にお答えします。

原則としまして消費生活センターの業務におきましては、取引のトラブルとか個人の債務整理であるとか、そういったことの相談業務を主にやっております。

そういった相談につきましては、ある程度専門の機関のほうに任すというようなことをしております。やはり消費生活センターの業務が幅広く、専門的な部分が要ります。そういった企業の労働条件のほうも専門家要りますので、消費生活センターのほうではちょっと扱うのは難しいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 19番福田佐和子さん。

○19番（福田佐和子君） 今まであった御相談の中に、例えばそういう労働条件がかかわってさまざまな、例えば負債を抱えておられる方にもいろんな事情があられますが、そういう方

というのはなかったのかということと、改めて雇用相談ができる場所を市に設置をしていただければ、例えば若い人たちが南国市に住み続けられるその補助にもなるかと思うんですが、その窓口設置、今後についてもお聞きをしたいのと、これまで御相談があった中身にそういうものはなかったのかお聞きをします。

○議長（西岡照夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（今久保康夫君） まず2点。1点目でそういった労働条件について相談がなかったかというような部分でございますけれども、似た部分の相談はあります。けれども、その部分について消費生活センターではちょっと専門外ということで、別の機関を紹介しているというようなところでございます。

市役所のほうにそういった相談窓口をとということですがけれども、南国市のほうには非正規の職員の解消とかいう部分で職種をふやそうとか、合同会社説明会を開くとか、人材の育成のセミナーを開くとか、そういった部分でやっております。労働基準局なんかも調査もやってますし、今回若者の雇用促進という法律が3月1日から改正されて、ハローワークなんかに企業なんかも、新卒者を採用する企業は努力義務ですけれども、そういったことをハローワークなんかに届ける必要もあるというようなことで、どんどんどんどんハローワークのほうにもそういった情報も集まってくるんじゃないかなというふうに思ってます。

市としましては、やるべきこととかやれることはやります。やらないかんし、そういった方策も、正規職員をふやすということもやらないかんと思うんですけれども。そういった市役所では手に余ることとか力不足なところは、やはり国とか県とかの機関を連携しながらやっていく必要が、今後これが重要になってくるんじゃないかなというふうに考えてます。

以上です。

○議長（西岡照夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第28号の質疑を終結いたします。

議案第29号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第29号の質疑を終結いたします。

議案第30号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第30号の質疑を終結いたします。

議案第31号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第31号の質疑を終結いたします。

議案第32号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第32号の質疑を終結いたします。

議案第33号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第33号の質疑を終結いたします。

議案第34号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第34号の質疑を終結いたします。

議案第35号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第35号の質疑を終結いたします。

議案第36号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第36号の質疑を終結いたします。

議案第37号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第37号の質疑を終結いたします。

議案第38号の質疑を許します。質疑の通告がありますので、発言を許します。17番浜田勉君。

〔17番 浜田 勉君登壇〕

○17番（浜田 勉君） 私は、議案第38号南国市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について質疑をさせていただきます。

提案理由の2行目末尾の文言、原則としてが気にさわります。前文の新規裁定される場合においても厚生年金は支給されることから、でいいのに、なぜ原則としてが入っているのか。文脈としては不適切であると思いますが、どういうことなのか。何となくたすいというんか、原則としてというのが入ってくると、締めりではなくて緩めるというふうなニュアンスに変わってまいります。

また、調整の規定を設けるため改正するとありますが、このことにより議員また非常勤職員に不利になるとかということはないでしょうね。

改正という言葉の中に、本音は改悪ということがよくあります。そんなことはないと思いますが、いかがなものでしょうか。

筋は違っていますけれども、年金制度の中で不愉快な思い出がありましたので一言、これへの関連ではありませんが、つけ加えておきます。実は議員年金制度というのはもちろんありますけれども、私と浜田和子議員が次にもらえるかなというふうな段階で、いけば年金制度は消えてしまいました。約700万円くらい掛けて550万円くらい、つまり2割カットではありませんが、マイナス金利2割という年金をいただいた経験を持っておりまして。この制度の中にそういう年金制度の問題が触れられておりますので、何となく疑念を持って質問をするというふうにならざるを得ませんでした。

つまり、私はこの条例の適用で議員や非常勤職員にはどのような条件、一般的に推察すれば、前よりは落ちるだろうと、俗に言う言葉でいえば不利になるだろうというふうにしか思えませんが、その点ではいかがなものか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。総務課長。

〔参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長 田淵博之君登壇〕

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（田淵博之君） 浜田勉議員さんの御質問にお答えいたします。

今回条例を上げるに当たっての主な内容は、被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成27年10月1日に施行をされたことに伴って、関係条例を改正するものです。この法律の主な項目については、厚生年金に公務員及び私学教職員も加入をすること。2階部分の年金は厚生年金に統一をすること。それと、共済年金と厚生年金の制度的な差異、当然差がありますので、これを基本的に厚生年金にそろえて解消すると。それと、共済年金の1階、2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率に統一をすること。ほかにもありますが、ほぼこれに収れんされるのではないかと思います。

そういう意味で、今回の条例内容としましては、先ほど言いました厚生年金への統合に伴って、それぞれ障害共済年金、遺族共済年金の額がそれぞれ厚生年金の対象となるということと、地方公務員災害補償法は調整の対象とならないよう、それぞれ条例を変えるものです。

改正によって、先ほど言ったように、掛金は上がり給付は下がるということになるのではないかとこのように思います。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 17番浜田勉君。

○17番（浜田 勉君） 私も今の答弁をいただく前に、何か臭覚というんか感覚というんかいうふうなぐあい、いけば改正という言葉が改悪にという表現を持ちましたけれども。そんな点でやっぱり制度そのものが、だんだんと私どもの暮らし、つまり一方は上がり、いわゆる俗に言うサービスは下がるという言葉がありますけれども、そんなふうな状況がこの制度の中にもあるということで、残念なことだということを書いて発言を終わります。

○議長（西岡照夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第38号の質疑を終結いたします。

議案第39号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第39号の質疑を終結いたします。

議案第40号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第40号の質疑を終結いたします。

議案第41号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第41号の質疑を終結いたします。

議案第42号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第42号の質疑を終結いたします。

議案第43号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第43号の質疑を終結いたします。

議案第44号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第44号の質疑を終結いたします。

議案第45号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第45号の質疑を終結いたします。

議案第46号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第46号の質疑を終結いたします。

議案第47号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第47号の質疑を終結いたします。

議案第48号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第48号の質疑を終結いたします。

報告第1号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 報告第1号の質疑を終結いたします。

これにて議案及び報告に対する質疑を終結いたします。

—————\*—————

○議長（西岡照夫君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第46号及び議案第47号、以上2件は会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————\*—————

○議長（西岡照夫君） これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 討論を終結いたします。

—————\*—————

○議長（西岡照夫君） これより採決に入ります。

議案第46号を採決いたします。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（西岡照夫君） 起立全員であります。よって、議案第46号は同意することに決しました。

次に、議案第47号を採決いたします。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（西岡照夫君） 起立全員であります。よって、議案第47号は同意することに決しました。

なお、報告第1号につきましては、議決の対象となりませんので、念のため申し上げます。

＊

議 案 の 委 員 会 付 託

○議長（西岡照夫君） ただいま議題となっております議案第1号から議案第45号まで及び議案第48号、以上46件はお手元へ配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

＊

議 案 付 託 表

総務常任委員会

議案第1号 平成27年度南国市一般会計補正予算

第1条歳入歳出予算の補正

歳入の部

歳出第1款議会費 第2款総務費 第9款消防費 第12款公債費

第2条繰越明許費の補正

第3条地方債の補正

議案第3号 平成27年度南国市土地取得事業特別会計補正予算

議案第10号 平成28年度南国市一般会計予算

第1条歳入歳出予算

歳入の部

歳出第1款議会費 第2款総務費 第9款消防費 第12款公債費

第13款予備費

第2条債務負担行為

第3条地方債

第4条一時借入金

第5条歳出予算の流用

- 議案第13号 平成28年度南国市土地取得事業特別会計予算
- 議案第20号 南国市税条例の一部を改正する条例
- 議案第21号 南国市税外収入の督促手数料及び延滞金条例の一部を改正する条例
- 議案第23号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第24号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 議案第25号 南国市行政不服審査会条例
- 議案第26号 南国市行政手続条例の一部を改正する条例
- 議案第27号 南国市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 議案第32号 南国市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第33号 南国市一般職に属する技能職員等の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第34号 南国市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第35号 南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例
- 議案第36号 南国市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第37号 南国市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第38号 南国市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第39号 南国市職員の退職管理に関する条例
- 議案第40号 南国市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第41号 南国市幼児教育審議会条例及び南国市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
- 議案第42号 第4次南国市総合計画基本構想の策定について
- 議案第44号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合同規約の変更について
- 議案第45号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合同規約の変更に伴う財産処分について
- 議案第48号 南国市議会政務活動費の交付に関する条例

## 産業建設常任委員会

- 議案第1号 平成27年度南国市一般会計補正予算  
第1条歳入歳出予算の補正  
歳出第5款労働費 第6款農林水産業費 第7款商工費 第8款土木費
- 議案第2号 平成27年度南国市下水道事業特別会計補正予算
- 議案第4号 平成27年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算
- 議案第7号 平成27年度南国市企業団地造成事業特別会計補正予算
- 議案第9号 平成27年度南国市水道事業会計補正予算
- 議案第10号 平成28年度南国市一般会計予算  
第1条歳入歳出予算  
歳出第5款労働費 第6款農林水産業費 第7款商工費 第8款土木費  
第11款災害復旧費
- 議案第11号 平成28年度南国市下水道事業特別会計予算
- 議案第12号 平成28年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 議案第14号 平成28年度南国市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第17号 平成28年度南国市企業団地造成事業特別会計予算
- 議案第19号 平成28年度南国市水道事業会計予算
- 議案第22号 南国市農林事業分担金徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第28号 南国市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例
- 議案第29号 南国市企業立地促進条例の一部を改正する条例
- 議案第43号 市道の認定について

## 教育民生常任委員会

- 議案第1号 平成27年度南国市一般会計補正予算  
第1条歳入歳出予算の補正  
歳出第3款民生費 第4款衛生費 第10款教育費
- 議案第5号 平成27年度南国市国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第6号 平成27年度南国市介護保険特別会計補正予算
- 議案第8号 平成27年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算

議案第10号 平成28年度南国市一般会計予算

第1条歳入歳出予算

歳出第3款民生費 第4款衛生費 第10款教育費

議案第15号 平成28年度南国市国民健康保険特別会計予算

議案第16号 平成28年度南国市介護保険特別会計予算

議案第18号 平成28年度南国市後期高齢者医療保険特別会計予算

議案第30号 南国市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第31号 南国市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

—————\*—————

○議長（西岡照夫君） これにて本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。明16日から21日までの6日間は、委員会審査等のため休会し、3月22日に会議を開きたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

3月22日の議事日程は、議案等の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時9分 散会